

日本透析医学会雑誌電子投稿規程

1. 論文内容

論文内容は血液浄化ならびにこれに関するもので、他誌に発表されていないもの、あるいは投稿中でないものに限る。論文投稿者は論文の題名、執筆者名、所属、内容など、関連する事項全て(著作権は除く)に責任を負う。症例報告、その他については、容易に個人が特定されないよう、個人情報に十分配慮した内容にする。

2. 投稿資格

投稿論文の著者(共同著者を含む)は正会員または施設会員の構成員とする。ただし、編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。

3. 論文の様式

- 1) 論文は原著、透析看護、透析技術、総説、症例報告、研究速報、短報、研究会記事、Letter to Editor とし、その区別を明示して提出する。
- 2) 原著、透析看護、透析技術、症例報告は表紙、要旨、緒言、目的、方法、結果、考察(結論)、文献、図表の形式を備えたものとする。表紙には題名、著者名(共同著者名、いずれにも読みガナをふる)、所属、連絡先、5語以内のキーワード(日本語表示可能のものはできるだけ日本語を使用する)、簡略化題名、和文要旨および本文の文字数、英文要旨の単語数、図、表、引用文献の数を記載する。次頁から400字以内の和文要旨と、英文の題名、所属、著者名(共同著者名)、キーワードとともに300語以内の英文要旨を記載する。
- 3) 研究速報、短報は原著に準じた形式とする。

4. 論文の長さ

- 1) 原則として原著、総説は12,000字、症例報告は9,000字までとするが、図表の大きさにより1枚につき400字前後を減ずる。ただし、編集委員会から依頼した原稿はこの限りではない。
- 2) 研究速報、短報は3,200字までとし、図表2枚までを認めるが、図表1枚につき400字を減ずる。
- 3) 総会発表演題の抄録は演題名、所属、発表者名(共同発表者名、カナをつける)を含めて、総会長の指定に従って記載する。ただし原則として図表の使用を認めない。
- 4) 学会認定地方会の記録は、地方会名、会長名、会場、日時等とともに、演題名、第1発表者所属および氏名のみを記載する。

5. 原稿の書式

- 1) 原稿は指定されたワードプロセッサソフトウェア(https://paper.jsdt.or.jp/how_to_contribute)を使用し、新かな使いで句読点を正確につける。用紙の設定は、A4判縦長、35字×35行とする。また、本文には頁をつける。
- 2) 医学用語は「日本透析医学会透析医学用語集」に準拠する。
- 3) 外国語、外国人名、外国地名、外国薬品名などは原語のまま記入する。一般に日本語化しているものはカタカナで表現する。
- 4) 度量衡の単位は、mm, cm, mL, dL, L, mg, mmol,

N/10 など cgs 単位を用いる。

- 5) 字句を略して表記する場合には、その字句が最初に表記された箇所で()内に適切な略語を表記する。
- 6) 文献は引用箇所に番号を付け末尾に一括し、次の形式に従い引用順に並べる。なお、文献数は原著、透析看護、透析技術、総説、症例報告では30以内、研究速報、短報では10以内とする。

□雑誌の場合

著者名(著者が6名までの場合は全員記載、7名以上の場合には筆頭者から3名まで記載し、それ以上は他、et al とする)。論文名。雑誌名。発行年(西暦); 巻数: 頁(初め-終わり)。

- 例) 1) 宮崎滋, 甲田豊, 湯浅保子, 他. b2-ミクログロブリンアミロイドーシスに関する研究, 1. アミロイド沈着局所に認められる滑膜炎の病理組織学的特徴. 透析会誌 1992; 25: 1045-50.
- 2) Ali AA, Varghese Z, Moorhead JF, Bailod RA, Sweny P. Calcium set point progressively worsens in hemodialysis patients despite conventional oral 1-alpha hydroxycholecalciferol supplementation. Clin Nephrol 1993; 39: 205-9.

□書籍の場合

著者名(著者が6名までの場合は全員記載、7名以上の場合には筆頭者から3名まで記載し、それ以上は他、et al とする)。論文名。編者名。書籍名。所在地: 出版社名、発行年(西暦); 頁(初め-終わり)。

- 例) 1) 寺田典生, 富田公夫, 丸茂文昭. レニン-アンギオテンシン系の分子生物学. 越川昭三, 長沢俊彦, 小磯謙吉, 伊藤拓 編. Annual Review 腎臓 1993. 東京: 中外医学社, 1993; 109-16.
- 2) Schulman G, Hakim RM. Complications of Hemodialysis. In: Jacobson HR, Striker GE, Klahr S, eds. The Principles and Practice of Nephrology. Philadelphia: B. G. Decker, 1991; 757-65.

□誌名を略記する場合

出典雑誌の定める略名を使用する。また外国のものは Index Medicus 所載のものを用いる。

- 7) 図表は作表、作図ソフトウェアで作成し、本文とは別に、図のみのファイルと表のみのファイルを用意する。本文中には貼付しない。図表のタイトルならびに説明は英文を用いることが望ましい。

6. 研究倫理

- 1) 臨床研究の場合は、世界医師会によるヘルシンキ宣言を基礎とし、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等、文部科学省・厚生労働省の倫理指針に準拠していることを原則とする。また施設の倫理委員会より承認を得ていること、ならびにその承認番号を論文中に明記する。
- 2) 動物実験の場合は施設のガイドラインに準拠し承認を得ていること、ならびにその承認番号を論文中に明記する。
- 3) 介入を行う臨床研究については、UMIN 等の公的臨

床試験登録機関が設置している公開データベースに登録することを原則とし、論文中にその登録機関名と登録番号を明記する。

- 4) 診療報酬制度で認められていない治療法を用いた臨床研究についてはその旨および患者の同意を得たことを論文中に明記する。

7. 患者プライバシーの保護

患者個人の特定が可能な氏名、イニシャル、ID、住所（都道府県までは可）、特定の月日（月日は「○病日」「○月上旬」「○日後」等とする）は記載しない。顔写真は個人の特定ができないよう配慮する。その他については本学会の「医学論文及び学術集会研究会発表時の症例報告を含む患者プライバシー保護に関する指針」に準拠する。

8. 利益相反（Conflict of Interest：COI）

日本透析医学会「医学研究の利益相反（COI）に関する指針」に基づき、著者（共同著者を含む）は投稿論文の研究について利益相反状況を開示しなくてはならない。日本透析医学会「医学研究の利益相反（COI）に関する指針」に関する取扱い細則様式2のCOI報告書を提出し、論文の末尾に利益相反状況を明記する。

9. 二重投稿

- 1) 日本透析医学会雑誌では、論文の二重投稿を禁止する。
- 2) 二重投稿の定義は「二重投稿（duplicate publication）とは、印刷物、電子出版物を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と言語にかかわらず本質的に同じ論文を投稿する行為」とする。
- 3) 著者がすでに発行されている自著論文（共著を含む）と同一の患者群や対象群を用いる場合には、当該論文を引用の上、論文中に明記する。また投稿中、査読中の論文と同一の患者群や対照群を用いる場合はその旨をcover letter等で明記し、発行されれば遅滞なく当該論文中に引用する。
- 4) 原著以外の論文（総説、症例報告等）でも、自著の論文に記載されている内容を引用する場合には、当該論文を引用したことを明記する。
- 5) 二重投稿が疑われる場合には、編集委員会でその内容を検討し、二重投稿と判断された場合には、その論文の掲載を取り消す。さらに編集委員会で検討の上その悪質性が認識された場合には、「1年から5年の投稿禁止」、「一定期間の会員の権利停止」等の罰則を与える。

10. 論文の採択

投稿論文の採否は編集委員会の指定する査読者と編集委員の査読によって決定し、受理年月日を掲載論文中に明示する。なお、投稿論文においては個人情報保護の観点から、たとえ学術論文であっても容易に個人が特定されないように、症例の記載については十分に配慮しなければならない。ヘルシンキ宣言に違反していると判断された論文は採択されない。

11. 論文査読

査読者は2名とするが、うち1名は、執筆者自身が日本透析医学会評議員一覧から5名まで推薦できるものとする。

（評議員一覧は電子投稿時にプルダウンメニューで表示される）。ただし、最終的な決定は編集委員会が行う。

12. 再投稿

査読終了後の再投稿は、査読結果通知の日付から6カ月以内とする。それ以後に投稿された場合は新規論文として扱うものとする。

13. 著作権の保護

投稿者は、本誌に掲載する著作物またはこれを原著物とする二次的著作物の著作権およびこれら著作物の翻訳、翻案、データベースへの取込みおよび送信の権利等、本誌に掲載する著作物に関する一切の権利を、信託財産として一般社団法人日本透析医学会に包括的に譲渡する。また、信託財産の趣旨に反しない限り、著作者は著作物に対する著作者人格権を行使しない。

14. 論文の校正

初校のみ著者校正とし、再校以後は編集委員会が行う。著者校正に際しては指定期日内に校正稿を返送する。また、組版面積に影響を与えるような改変は許さない。

15. 著者負担費用

掲載料は刷り上がり6頁まで30,000円（税別）とするが、それを超えるものは実費を徴収する（刷り上がり1頁につき30,000円（税別））。ただし、依頼原稿はこの限りでない。刷り上がり1頁は和文約2,200字、英文約800語に相当する。図表はそのまま印刷できる明瞭なものは掲載料に含まれるが、製図を要するものおよびカラーの場合は別途実費を徴収する。英文校閲料は実費を徴収する。別刷代も実費とするが、300部以上の請求には別途特別掲載料を必要とする。

16. 別刷の請求

投稿時に希望部数を入力する（50部単位）。発刊後の別刷は別途印刷のため高額となる。なお総会発表演題の抄録の別刷は作製しない。

17. 原稿送付先

原稿は投稿専用ホームページ（<https://paper.jsdt.or.jp/index.jsp>）にアクセスし、画面の指示に従って電子的に行う。電子投稿以外の方法による投稿は認めない。ただし、編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。なお、欧文論文は、本学会公式欧文誌Renal Replacement Therapy（<http://rrtjournal.biomedcentral.com/>）へ投稿すること。

附則

本規程は平成16年4月1日から施行する。
本規程は平成23年6月18日から施行する。
本規程は平成24年9月3日から施行する。
本規程は平成25年4月1日から施行する。
本規程は平成26年4月1日から施行する。
本規程は平成26年7月21日から施行する。
本規程は平成28年4月1日から施行する。
本規程は平成28年12月9日から施行する。
本規程は令和4年3月18日から施行する。
本規程は令和4年6月30日から施行する。